

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	1

## 規 則

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第46号

#### 高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第6号中「並びに」を「及び」に改める。

第8条中「行う」を「する」に改める。

第9条第2項中「添付しなければ」を「添えなければ」に改め、同条第3項中「行う」を「する」に改め、同条第4項中「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。

第10条第1項中「行う」を「する」に改め、同条第2項中「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。

第11条第1項中「行う」を「する」に改め、同条第2項中「添付しなければ」を「添えなければ」に改め、同項第2号中「他法令」を「他の法令」に改める。

第16条第1項中「行う」を「する」に改め、同条第2項ただし書中「の添付」を「を添えること」に改める。

第17条第7号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設（堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）」に改め、同条第37号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、  
「行う」を「実施する」に改め、同条第72号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第73号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管

理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改める。

第18条第1項中「行う」を「する」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第47号

#### 高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自然環境保全条例施行規則（昭和49年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条第2項中「行う」を「する」に改める。

第9条第1項中「以下」を「次項において」に改める。

第20条第1項中「行う」を「する」に改める。

第24条中「規定による処分」を「規定に基づく処分」に改める。

第30条第1項中「行う」を「する」に改める。

第34条中「規定による処分」を「規定に基づく処分」に改める。

第35条第1号中「第20条第3項」を「第20条第3項（条例第30条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第2号中「第21条第2項」を「第21条第2項（条例第30条において準用する場合を含む。）」に改める。

別表第1の1の(3)イ中「海岸保全施設」を「海岸保全施設（堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。別表第2の2において同じ。）」に改め、同表1の(3)キ中「第40条」を「第40条第1項若しくは第2項」に改め、同表1の(4)ア(エ)中「はさんで」を「挟んで」に改める。

別表第2の9中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「行う」を「実施する」に改める。

別表第3の1の(1)中「給餌台」を「給餌台」に改め、同表1の(4)中「第40条」を「第40条第1項若しくは第2項」に、「又は同条」を「又は同条第1項若しくは第2項」に改める。

別記第1号様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に、「第20条（）」を「第20条第1項（）」に改める。

別記第2号様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改める。

別記第3号様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

所」に改め、同様式（裏面）中「前項」を「、前項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月29日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

### 高知県公安委員会規則第6号

#### 高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第7章 地域交通安全活動推進委員協議会（第24条）」を

「第7章 自転車運転者講習（第23条の2）」

に改める。  
第8章 地域交通安全活動推進委員協議会（第24条）」

第1条第1項第2号中「第38条第15項」を「第38条第16項」に改める。

第7条第1項中「2通」を削り、同条第2項中「申請者」を「当該申請をした者」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条第3項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第4項中「当該」を削り、「指定証」を「当該指定証」に改め、同条第6項中「当該」を削り、同項第2号中「指定証の」を「前項の規定により指定証の」に改める。

第7条の3第1項中「2通」を削り、同条第2項中「届出者」を「当該届出をした者」に、「届出確認証」を「届出確認証（以下この条において「届出確認証」という。）」に改め、同条第3項中「同項の」を削り、同条第4項中「当該届出書」を「第1項の届出書」に改め、同条第6項中「当該」を削り、同項第2号中「届出確認証の」を「前項の規定により届出確認証の」に改める。

第7条の4第1項中「2通」を削り、同条第2項中「届出者」を「当該届出をした者」に改め、同条第3項中「届出確認証」を「前項の届出確認証」に、「記載事項変更届、再交付申請及び返納は」を「記載事項の変更、再交付及び返納については」に改める。

第11条第13号中「原動機付自転車（）」を「原動機付自転車（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による構造改革特別区域計画に係る内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）」を受けて実施する搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業に係る公道実証実験

において使用されるものを除く。）（」に改める。  
 第13条第10号中「の歩行又は移動に伴う」を「、移動に用いる用具等の」に改める。  
 第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。  
**第7章 自転車運転者講習**  
 （自転車運転者講習の受講申出等）  
**第23条の2** 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習（次項において「自転車運転者講習」という。）を受けようとする者は、公安委員会から自転車運転者講習受講命令書（規則第38条の4の4の命令書をいう。）の交付を受けた後に、別記様式第26号の自転車運転者講習受講申出書により公安委員会に申し出なければならない。  
 2 公安委員会は、前項の規定による申出をした者に対し自転車運転者講習を受けさせるときは、当該自転車運転者講習を行う日時及び場所を指定するものとする。  
 別記様式第7号中「、第7条の2」を削る。  
 別記様式第8号を次のように改める。

**様式第8号**（第7条関係）

第 号		
緊急自動車指定証 道路維持作業用自動車		
年 月 日		
高知県公安委員会 印		
用 途		
申請に係る自動車	種 類	
	車 名	
	型 式	
	登録番号又は車両番号	
申請者	住 所	
	氏 名	
自動車の使用の本拠	位 置	
	名 称	
備 考		

別記様式第9号及び別記様式第10号中「第7条の2、第7条の3、第7条の4」を「第7条の3」に改める。  
別記様式第11号の2を次のように改める。

## 様式第11号の2（第7条の3関係）

		第 号
緊急自動車届出確認証		
年 月 日		
高知県公安委員会 印		
用 途		
届出に係る自動車	種 類	
	車 名	
	型 式	
	登録番号又は車両番号	
届出者	住 所	
	氏 名	
自動車の使用の本拠	位 置	
	名 称	
備 考		

別記様式第11号の4を次のように改める。

様式第11号の4（第7条の4関係）

		第 号
		道路維持作業用自動車届出確認証
		年 月 日
		高知県公安委員会 印
用	途	
届出に係る自動車	種 類	
	車 名	
	型 式	
	登録番号又は車両番号	
届出者	住 所	
	氏 名	
自動車の使用の本拠	位 置	
	名 称	
備	考	

別記様式に次の1様式を加える。

**様式第26号**（第23条の2関係）

指定講習実施日時	
指定講習実施場所	
申 出 年 月 日	
<p>自転車運転者講習受講申出書</p> <p>高知県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 生年月日                      年    月    日（ 歳）</p> <p>私は、次のとおり自転車運転者講習の受講命令を受けましたので、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受講します。</p>	
命令の理由	
注意事項	高知県収入証紙貼り付け欄
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 右の高知県収入証紙貼り付け欄又は別紙に、必ず所定の額の高知県収入証紙を貼り付けてください。</li> <li>2 この申出書は、ペン又はボールペンで正確に記載してください。</li> <li>3 この申出書に、自転車運転者講習受講命令書を添えて提出してください。</li> <li>4 定められた時刻までに出席しないときは、自転車運転者講習を受けることができません。</li> <li>5 自転車運転者講習受講命令書に定められた期間内に必ず受講してください。</li> <li>6 受講のために必要な持参品は、次のとおりです。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自転車運転者講習受講申出書</li> <li>(2) 自転車運転者講習受講命令書</li> <li>(3) 身分を証明するもの</li> <li>(4) 認め印</li> <li>(5) 筆記用具</li> </ol> </li> </ol>	

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の高知県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第7条第2項（旧規則第7条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により交付を受け、又は旧規則第7条第5項（旧規則第7条の2において準用する場合を含む。）の規定により再交付を受けた指定証は、この規則による改正後の高知県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第7条第2項（新規則第7条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により交付を受け、又は新規則第7条第5項（新規則第7条の2において準用する場合を含む。）の規定により再交付を受けた指定証とみなす。
  - 3 この規則の施行前に旧規則第7条の3第2項の規定により交付を受け、又は同条第5項の規定により再交付を受けた届出確認証は、新規則第7条の3第2項の規定により交付を受け、又は同条第5項の規定により再交付を受けた届出確認証とみなす。
  - 4 この規則の施行前に旧規則第7条の4第2項の規定により交付を受け、又は同条第3項において準用する旧規則第7条の3第5項の規定により再交付を受けた届出確認証は、新規則第7条の4第2項の規定により交付を受け、又は同条第3項において準用する新規則第7条の3第5項の規定により再交付を受けた届出確認証とみなす。